

毎週火・金曜日(但休日)に當るときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十七年十一月二日
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十八号
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

人事委員会規則

別表第一の知事部局本庁の項中

久松	船築	専門	農協	企務	商指	主業	主導	主診	監督
久松	船築	専門	農協	企務	商指	主業	主導	主診	監督
久松	船築	専門	農協	企務	商指	主業	主導	主診	監督

久松	船築	専門	農協	企務	商指	主業	主導	主診	監督
久松	船築	専門	農協	企務	商指	主業	主導	主診	監督
久松	船築	専門	農協	企務	商指	主業	主導	主診	監督

に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年五月十六日から適用する。